

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

1 第一種特定化学物質に関する規定

第一種特定化学物質として、次に掲げる化学物質を追加する。(第一条第一項関係)

- (1) 長鎖ペルフルオロアルカン酸又はその塩
- (2) 長鎖ペルフルオロアルカン酸関連物質
- (3) クロルピリホス
- (4) MCCP

2 審議会等への意見聴取に関する規定

厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、1(2)の厚生労働省令、経済産業省令、環境省令の制定又は改正の立案をしようとするときは、あらかじめ、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第十一条の表の上欄に掲げる大臣ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる審議会等の意見を聴くものとする。(第一条第二項関係)

3 輸入を禁止する製品に関する規定

第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品として、1

- (1)、(2)又は(4)について潤滑油等を、1(3)について木材用の防虫剤を定める。(第七条関係)

4 技術上の基準等に従わなければならない製品に関する規定

取り扱う場合に技術上の基準等に従わなければならない第一種特定化学物質が使用されている製品として、1(1)及び(2)について、当分の間、消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤を定める。(原始附則第四項関係)

5 附則

(1) この政令は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。(附則第一項関係)

(2) この政令の施行に伴う所要の経過措置について定める。(附則第二項及び第三項関係)